

(別紙)

週休2日制を促進する森林土木工事の試行について

1 対象工事

週休2日による工期の設定を行ったすべての森林土木工事を対象とする。

ただし、災害復旧工事及び工期末に制限のある工事など、週休2日による施工の実施に適さない工事は除くものとする。

2 試行の内容

設計図書等において、週休2日相当（第3項参照）の現場閉所を促進する工事であることを明示した上で、受注者が現場閉所に取り組み、週休2日相当の現場閉所を実施した場合、工事成績評定において加点評価するとともに、第4項による現場の閉所状況に応じた経費の補正を行うものとする。

なお、監督職員はワンデーレスポンスの徹底、綿密な工程調整、関係機関との協議調整の確実な実施等により、受注者が休業日を確実に確保できるよう努めるものとする。

3 週休2日相当

週休2日相当とは、対象期間において、土日・祝日に関わらず4週8休以上の現場閉所を行うことを言う。

1) 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間とする。

a) 工事着手日：実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は現場を開始することをいう。）に着手する日とする。

b) 工事完成日：後片付け作業（出来形測量や現場事務所、保安施設等の撤去等）が全て終了した日とする。

c) 年末年始休暇の6日間（12月29日から1月3日）及び夏期休暇の3日間（8月13日から8月15日）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業が余儀なくされる期間など）は対象期間に含まない。

d) 余裕ある工期の期間は対象期間に含めるものとする。

2) 現場閉所とは、実質的に現場の作業を行っていない日のことをいい、現場点検、コンクリート養生、書類整理の実施など、現場管理上必要な作業は現場作業に含まない。

3) 4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

[現場閉所率の算定方法]

$$K(\%) = A / (B - C)$$

K：現場閉所率（%）

A：現場閉所日数（ただし、年末年始休暇6日間及び夏期休暇3日間の期間分を除く）

B：週休2日確認対象期間日数（工事着手日から工事完成日までの期間）

C：Bのうち、年末年始休暇6日間及び夏期休暇3日間と重複する日数

4 経費の補正

当初予定価格から4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じるものとする。

なお、受注者が週休2日に取組んだものの、工事期間中（概ね工事完成日の20日程度前まで）に週休2日相当の現場閉所の実施について履行が確認出来なかった場合においては、経費の補正を行わない。

ただし、週休2日相当の現場閉所が実施できなかった場合でも、現場閉所状況に応じて経費の補正を行うものとし、減額の設計変更を行う。

その算定は以下、表1及び表2のとおりとし、区分に応じて各経費にそれぞれ次の補正係数を乗じるものとする。

表1

区分	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.02	1.03	1.04
現場管理費率	1.03	1.04	1.06

表2

名称	区分	4週6休	4週7休	4週8休以上
鉄筋工(太鉄筋を含む)		1.01	1.03	1.05
鉄筋工(ガス圧接)		1.01	1.02	1.04
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(落石防止柵)		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工(落石防止網)		1.01	1.02	1.03
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.01	1.02	1.03

注1. 現場の閉所状況

① 4週8休以上

現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の場合

② 4週7休

現場閉所率が25.0%（7日／28日）以上28.5%未満の場合

③ 4週6休

現場閉所率が21.4%（6日／28日）以上25.0%未満の場合

注2. 4週6休に満たないもの及び工事着手時に受注者が週休2日の取り組みを希望しないものについては、上記補正は行わないので、当初計上の補正率を考慮しない減額の設計変更手続きを行うこと。

5 実施方法

本試行を実施する工事において、発注者は入札公告時に入札公告文及び入札説明書並びに特記仕様書において、受注者が希望する場合に、この試行を行う対象工事であることを明示（記載例1）するものとする。

契約後、受注者が週休2日の実施を希望する場合、施工計画書提出時に、工事施工協議簿（記載例2）により本試行を希望する旨協議を行うとともに、計画工程表を工事監督員に提出する。

工事監督員は計画工程表の休日取得計画の妥当性を確認する。

6 実施確認

工事監督員は休日が適切に取得されているか、必要に応じて受注者への聞き取り及び提示資料等による確認を行うこと。

※提示資料等：工事旬報の他、日報、出勤簿、作業日誌、安全日誌等

また、履行確認時には、実施工程表等により取得した休日日数を確認すること。

7 その他

1) 受注者が週休2日の取組について、週休2日相当（4週8休以上）の現場閉所の履行が確認できた場合の施行成績評定は、主任監督員4K⑤の8その他の項目において、加點評価（1点）を行う。

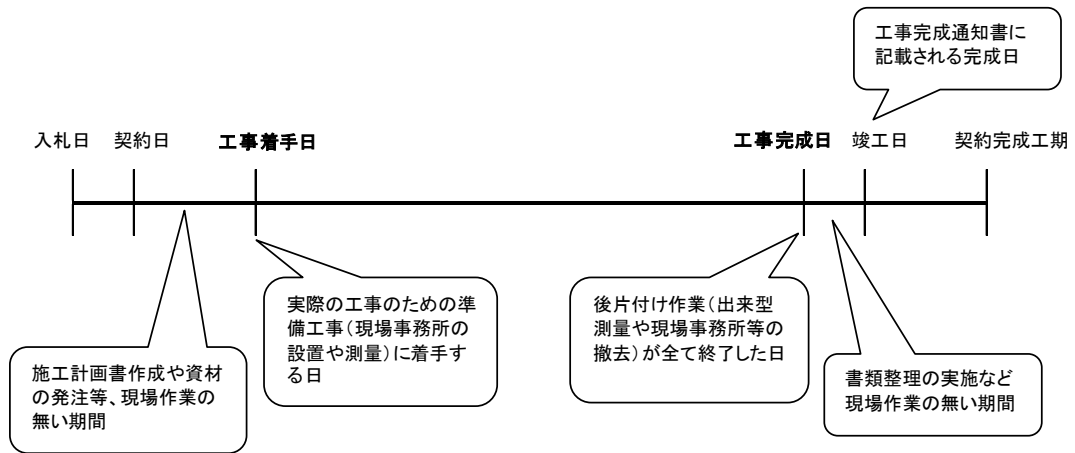
（措置内容に「週休2日の確保を行った。」を記載。）

2) 受注者が本試行を希望したが、週休2日相当の実施が達成できなかった場合においても、施行成績評定における減点措置等を行わない。

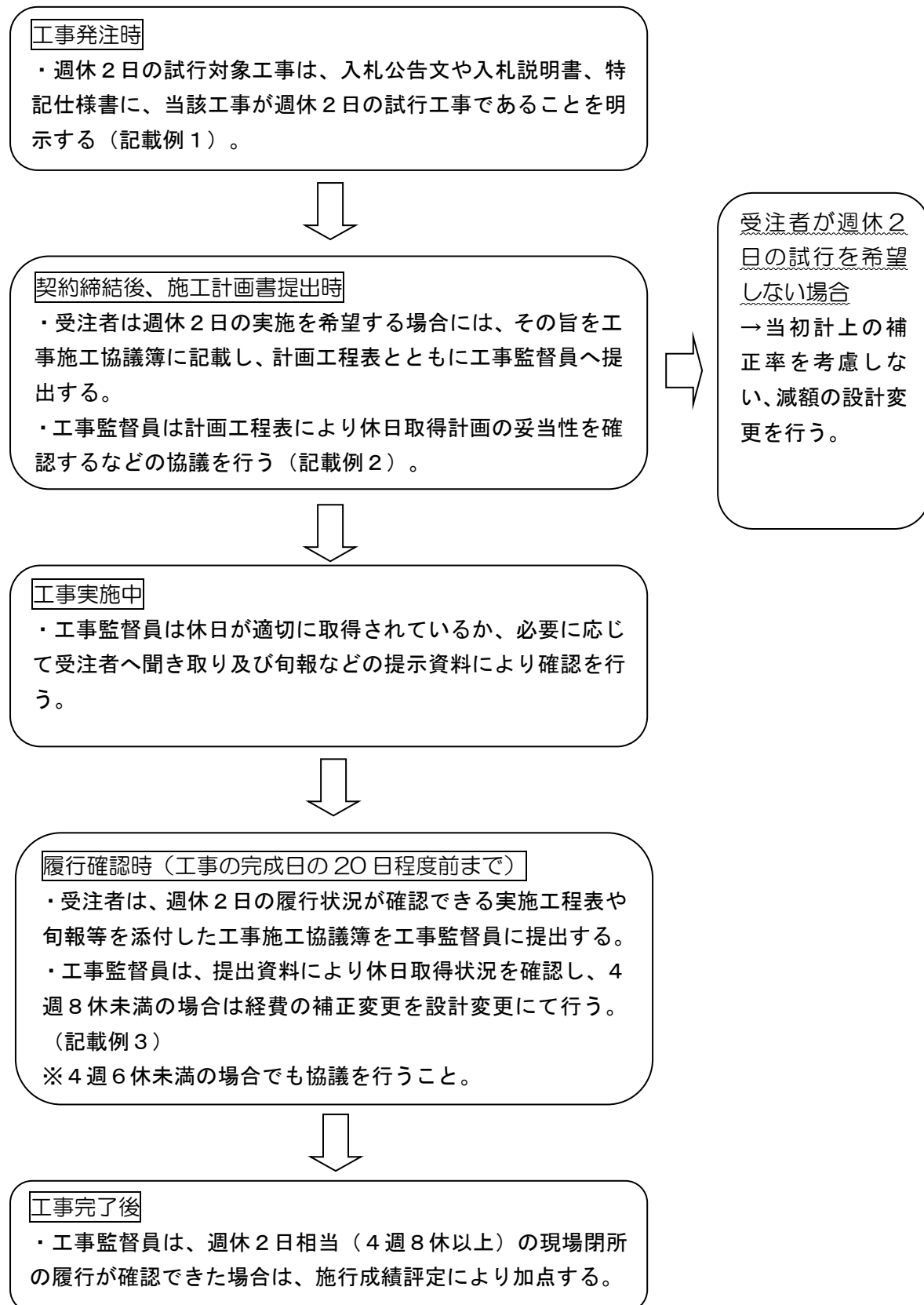
3) 総合評価落札方式において、週休2日の実施に関する技術提案・簡易な施工計画における技術所見は、加點評価の対象としないものとする。

4) 経費の補正を行うときに土木標準単価を使用している場合は、刊行物（「土木施工単価」及び「土木コスト情報」）で公開している週休2日補正単価により設計変更すること。

※（参考）対象期間の考え方



実施フロー図



記載例 1

【入札公告記載例】

入札に付する事項

(番号) 週休 2 日制を促進する森林土木工事の試行対象工事

本工事は、「週休 2 日制を促進する森林土木工事の試行」対象工事である。

受注者は、週休 2 日相当の施工を希望する場合は、契約後に発注者と協議を行い、当該試行を実施すること。

《簡易総合評価落札方式（施工計画タイプ）の場合》

「総合評価の方法」に以下を記載する。

総合評価落札方式において、週休 2 日の実施に関する技術提案・簡易な施工計画における技術的所見は、加算評価の対象としないものとする。

【特記仕様書記載例】

○ 週休 2 日を促進する森林土木工事の試行対象工事

1 本工事は、受注者の希望により「週休 2 日」を実施することができる工事であり、実施の有無について施工計画書を提出する際に工事監督員と協議するものとする。

2 週休 2 日を促進する対象期間は着手日から完了日までとする。

週休 2 日とは、対象期間において、土日・祝日に関わらず、4 週 8 休以上の現場閉所を行うことをいう。

対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇の 6 日間（12 月 29 日から 1 月 3 日）及び夏期休暇の 3 日間（8 月 13 日から 8 月 15 日）、工場作成のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は対象期間に含まない。

3 現場閉所とは、実質的に現場作業を行っていない日のことをいい、現場点検やコンクリート養生、書類整理等の実施など、現場管理上必要な作業は現場作業に含まない。

4 4 週 8 休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が 28.5%（8 日 / 28 日）以上の水準に達する状態をいう。

5 当初予定価格から 4 週 8 休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じており、対象期間における現場閉所達成状況を確認後、4 週 8 休に満たない場合は履行状況に応じた補正係数を、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率に乗じる設計変更を行う。また、市場単価についても、現場閉所に応じた補正係数を乗じる。なお、その他労務費分が明らかとなっていない単価等については、補正の対象としない。

1) 現場の閉所状況

① 4 週 8 休以上

現場閉所率が 28.5%（8 日 / 28 日）以上の場合

② 4 週 7 休

現場閉所率が 25.0%（7 日 / 28 日）以上 28.5% 未満の場合

③ 4週6休

現場閉所率が21.4%（6日／28日）以上25.0%未満の場合

2) 4週6休に満たないもの及び工事着手時に受注者が週休2日の取り組みを希望しないものについては、補正の対象としない。

6 対象期間を通し週休2日相当（4週8休以上）の現場閉所を実施した場合には、工事成績評定において加点評価する。

なお、実施できなかったことを理由に減点措置等のペナルティーは行わない。

7 受注者は、工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、「週休2日制確保試行工事」である旨を標示板に掲示するものとする。

8 受注者は、週休2日の計画工程表を施工計画書に添付して工事監督員へ提出するものとする。

9 受注者は、週休2日の取得状況を工事旬報等により定期的に工事監督員へ報告するものとする。

また、履行確認時には実施工程表等により休日取得結果を工事監督員に報告するものとする。

記載例 2 (契約締結後、施工計画書提出時)

工事施工協議簿

[指示・承諾・**協議**・確認]

工事名	〇〇地先 復旧治山工事	発注者	北海道〇〇総合振興局 産業振興部林務課				
業者名	(株) 〇〇建設	決 裁 欄	決裁権者		主任監督員	監督員	
協議年月日	令和 2年 4月 6日				会社責任者等	現場代理人	主任技術者等
協議事項	記載者	内 容					
	現場代理人 〇〇 〇〇	<p>〇週休 2 日の実施について</p> <p>(例 1) 当工事において、週休 2 日による施工を希望します。</p> <p>(例 2) 当工事において、週休 2 日による施工を希望しません。</p>					
合意事項	監督員 主任 〇〇 〇〇	<p>(例 1) 了解しました。 計画工程表の内容を確認しました。 この計画に従い、週休 2 日による施工を実施してください。以後、変更があったときは工程表の提出をお願いします。</p> <p>(例 2) 了解しました。 労働時間や休日については、労働基準法を遵守の上工事を進めてください また、当初計上していた 4 週 8 休以上の経費の補正を考慮しない、減額の設計変更の手続きを行います。</p>					
	当該協議簿最終取交し日	令和 2年 4月 7日	協議簿通し番号	No. 〇			

記載例 3 (履行確認時)

工事施工協議簿

[指示・承諾・**協議**・確認]

工事名	〇〇地先 復旧治山工事	発注者	北海道〇〇総合振興局 産業振興部林務課				
業者名	(株) 〇〇建設	決 裁 欄	決裁権者		主任監督員	監督員	
協議年月日	令和 2年11月19日				会社責任者等	現場代理人	主任技術者等
協議事項	記載者	内 容					
	現場代理人 〇〇 〇〇	<p>〇週休2日の実施について</p> <p>(例1：4週8休以上の場合) 本工事の休日取得結果（4週8休以上）について実施工程表を提出します。</p> <p>(例2：4週8休未満の場合) 本工事の休日取得結果（4週6休以上4週7休未満）について実施工程表を提出します。</p>					
合意事項	監督員 主任 〇〇 〇〇	<p>(例1：4週8休以上の場合) 休日取得状況を確認しました。 本工事は4週8休以上の休日取得が実施されていることを認めます。 経費の補正係数については、当初計上のまま変更ありません。</p> <p>(例2：4週8休未満の場合) 休日取得状況を確認しました。 本工事は4週6休以上4週7休未満の休日取得が実施されていることを認めます。 経費の補正係数については、特記仕様書に基づき、該当する区分の係数に変更となるため、減額の設計変更の手続きを行います。</p>					
	当該協議簿最終取交し日	令和 2年 11月20日	協議簿通し番号	No. 〇			